

高浜訪問看護ステーション 重要事項説明書

1. ステーションの概要

- (1) 設置主体 医療法人 豊田会
- (2) 開設日 2013年4月1日
- (3) 名称 高浜訪問看護ステーション
- (4) 所在地 愛知県高浜市湯山町6丁目7番地3
- (5) 電話番号 TEL:0566-52-8636 Fax: 0566-52-8637
- (6) 介護保険事業所番号 2364690046
指定年月日 2013年4月1日
- (7) 管理責任者 所長: 島崎 幸子
- (8) 職員構成
常勤看護師: 4名以上 (管理者1名含む)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士: 1名以上 (リハビリテーション科と兼務)
協力医師: 刈谷豊田総合病院各科医師、刈谷豊田東病院医師、高浜豊田病院医師、高浜市医師会 その他近隣病院、医師会など
- (9) 訪問の営業エリア
高浜市内全域
- (10) 営業日及び営業時間
ステーションの営業日および営業時間は、医療法人豊田会高浜豊田病院職員就業規則に準ずる。
営業日: 月曜日から金曜日
営業時間: 午前8時30分～午後5時00分
休業日: 土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
※ 休業日に医療ケアが必要な場合は、相談に応じてサービスの提供が可能

2. ステーションの方針及び特徴

その人らしく安心して過ごしていただけるようお手伝いします。

- (1) かかりつけ医師との連携を図り、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 地域の保健、医療、福祉との連携を密にし、利用者に必要なサービスが広がるよう努めます。
- (3) 医療機関と併設の特徴を生かし、常に連携を図り利用者の状況に対応できるよう関わります。
- (4) 訪問看護に必要な知識、技術、人間性を身につけ、利用者に喜んで頂ける質の高いサービスの提供をします。
- (5) 訪問看護依頼に速やかに対応し、利用者の不安の軽減を図り、在宅療養を支援するよう心がけます。
- (6) 退院直後より医療処置、ターミナルケアなど必要な利用者及び家族への支援を専門的に行います。
- (7) 利用者及び家族のプライバシーを尊重し、相談、助言、精神的支援を行います。
- (8) かかりつけ医師の指示により、刈谷豊田総合病院または高浜豊田病院放射線技師と共に伺い在宅でレントゲン撮影を行います。

3. 緊急時の連絡体制について

- (1) 24時間対応体制をとり、24時間電話での相談に応じ、必要な場合は訪問いたします。
- (2) 定期の訪問看護以外に緊急訪問を希望される場合は、緊急時訪問看護契約（介護）、24時間対応体制契約（医療）が必要になります。

4. 訪問看護の実施について

- (1) 訪問看護を受ける場合は必ずかかりつけ医師が必要です。医師の指示書に従って訪問看護を実施します。
- (2) かかりつけ医師に対して訪問看護計画書、訪問看護報告書を発行します。
- (3) 時間外の定期訪問についてはその都度協議し、必要時対応します。
- (4) ハラスメント行為などにより、信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

5. 訪問看護内容

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 病状の観察と病状悪化予防 | (7) 膀胱留置カテーテルの管理 |
| (2) 清潔援助(全身清拭・陰部洗浄・洗髪・足浴等) | (8) ストーマ(人工肛門・人工膀胱など)の管理 |
| (3) 褥瘡の処置と予防 | (9) 医師との連絡・調整 |
| (4) 酸素療法の管理膀胱留置カテーテルの管理 | (10) 医師の指示による医療処置 |
| (5) 中心静脈栄養・点滴の管理 | (11) リハビリテーション |
| (6) 経管栄養の管理 | (12) 終末期の看護 |

6. 苦情対応

- (1) 訪問看護に関する相談、要望、苦情は所長が対応します。

窓 口 高浜訪問看護ステーション

受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

電 話 0566-52-8636 Fax : 0566-52-8637

緊急、休日等の対応には所長が 24 時間を通じて対応します。

- (2) 介護保険に関する苦情等

高浜市役所 介護障がいグループ

電話 0566-95-9554

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室苦情調査係(月～金曜日) 電話 052-971-4165

7. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8. 第三者評価の実施状況

当ステーションでは第三者評価を受審し認定されています。

認定年月日 2024 年 5 月 2 日

評価機関名称：公益社団法人 愛知県看護協会

評価機関開示状況：開示している

9. その他

当ステーションでは、虐待防止に関する措置、身体拘束等の適正化の推進、事業継続計画、感染の予防及び蔓延防止のための措置、ハラスメント対策について取り組んでいます。